島原市教育委員会

議　　案　　集

第４号議案　島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

第５号議案　平成２５年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について

平成２５年２月２８日　定例会

第４号議案

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

島原市立学校施設設備の使用に関する規則（昭和５８年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
様式第１号を次のように改める。〔別紙〕

附　則
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

平成２５年２月２８日提出

島原市教育委員会
教育長　清水　充枝

提案理由
小中学校体育館等電気料の取り扱い方法を変更することに伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する教育委員会規則新旧対照表

改正後	改正前
○島原市立学校施設設備の使用に関する規則 昭和58年４月１日教育委員会規則第１号 改正 昭和63年12月10日教委規則第３号 平成元年３月28日教委規則第２号 平成５年２月12日教委規則第１号 平成９年３月31日教委規則第２号 平成12年１月24日教委規則第１号 平成12年８月８日教委規則第17号 平成17年12月16日教委規則第26号 平成20年２月６日教委規則第２号	○島原市立学校施設設備の使用に関する規則 昭和58年４月１日教育委員会規則第１号 改正 昭和63年12月10日教委規則第３号 平成元年３月28日教委規則第２号 平成５年２月12日教委規則第１号 平成９年３月31日教委規則第２号 平成12年１月24日教委規則第１号 平成12年８月８日教委規則第17号 平成17年12月16日教委規則第26号 平成20年２月６日教委規則第２号
島原市立学校施設設備の使用に関する規則	島原市立学校施設設備の使用に関する規則
（目的）	（目的）
第１条　この規則は、島原市立小学校及び中学校の校地校舎、体育館その他付属設備（以下「施設」という。）の使用に関し、法令に定めるものの他必要な事項を規定しもつて施設の適正な管理を図ることを目的とする。	第１条　この規則は、島原市立小学校及び中学校の校地校舎、体育館その他付属設備（以下「施設」という。）の使用に関し、法令に定めるものの他必要な事項を規定しもつて施設の適正な管理を図ることを目的とする。
（使用許可の申請）	（使用許可の申請）
第２条　施設を使用しようとする者は、島原市立学校施設使用許可申請書（様式第１号）により当該学校長（以下「施設長」という。）に使用する日の５日前までに申請しなければならない。ただし緊急やむを得ない場合は、施設長は申請書の提出期限を短縮することができる。	第２条　施設を使用しようとする者は、島原市立学校施設使用許可申請書（様式第１号）により当該学校長（以下「施設長」という。）に使用する日の５日前までに申請しなければならない。ただし緊急やむを得ない場合は、施設長は申請書の提出期限を短縮することができる。
（使用の許可）	（使用の許可）
第３条　施設の使用許可は、当該施設長が行なう。ただし異例のものについては、あらかじめ教育委員会と合議するものとする。	第３条　施設の使用許可は、当該施設長が行なう。ただし異例のものについては、あらかじめ教育委員会と合議するものとする。
	２　施設長は、施設の使用を許可したときは、島原市立学校施設使用許可書（様式第１号）を交付する。
２　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）はこの権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。	３　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）はこの権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

現　　行

様式第１号

島原市立学校施設使用許可申請書

使　用　日　時	年　月　日	自　時　分 至　時　分
使　用　目　的		
使　用　施　設	島原市立　　学校　体育館・運動場・夜間照明	
使用団体等の名称及び責任者の住所氏名	団　体　名 責任者住所 氏　　名　　電話番号	
参　加　人　員	人	
会場の取り締まり及び管理方法		

島原市立学校施設設備の使用に関する規則を遵守しますので、上記施設の使用を許可下さいますよう申請します。

年　月　日

申請人氏名

島原市立　　学校長　様

※申し込み時に電気料を前納下さい。

許可第　　号

島原市立学校施設使用許可書

年　月　日付で申請のあった島原市立学校施設設備使用許可申請については、許可いたします。使用にあたっては、下記の許可条件を遵守して下さい。

年　月　日

島原市立　　学校長

申請人氏名　　様

◎許可条件

1　使用者は、施設に損害を加えてはならない。
2　使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用してはならない。
3　使用者は、施設に無断で貼り紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。
4　使用者は、施設の無断変更をしてはならない。
5　使用者は、指定場所以外で喫煙をしてはならない。
6　使用者は、施設の使用が終わつた場合は直ちに原状復帰し、清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
7　使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
8　使用者が故意又は過失によつて施設に損害を与えたときは、原状回復又は賠償しなければならない。
9　島原市立学校施設設備の使用に関する規則を遵守すること。
10　使用許可に際して特に付した条件。

改　正　案

様式第１号

年　　月　　日

島原市立　　学校長　様

申請者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

島原市立学校施設使用許可申請書

島原市立学校施設設備の使用に関する規則を遵守しますので、下記施設の使用を許可くださいますよう申請します。

使用目的						
使用施設	島原市立　　学校　　体育館・運動場・夜間照明					
使用日時	月　日	曜	使用時間	点灯時間	参加人数	その他
			～	時間	人	
	．		～	時間	人	
			～	時間	人	
	．		～	時間	人	
	．		～	時間	人	
	．		～	時間	人	

上記のとおり許可します。

なお、使用にあたっては、下記の許可条件を遵守してください。

年　　月　　日

島原市立　　学校長　　㊞

◎許可条件

1　使用者は、施設に損害を加えてはならない。
2　使用者は、この権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。
3　使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用してはならない。
4　使用者は、施設の無断変更をしてはならない。
5　使用者は、指定場所以外で喫煙をしてはならない。
6　使用者は、施設の使用が終わった場合は直ちに原状復帰し、清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
7　使用者が故意又は過失によって施設に損害を与えたときは、原状回復又は賠償しなければならない。
8　電気料は、使用者の負担とする。
9　使用許可に際して特に付した条件。

第５号議案

平成２５年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について

平成２５年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について、別紙のとおり内申することについて議決を求める。

平成２５年２月２８日提出

島原市教育委員会

教育長　清水　充枝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３８条の規定により、島原市立小中学校教職員の人事異動を長崎県教育委員会に内申するため、提出しようとするものである。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第２節　市町村立学校の教職員

（任命権者）

第３７条　市町村立学校職員給与負担法　（昭和２３年法律第１３５号）第１条及び第２条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

２　前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第２６条第２項の規定の適用については、同項第４号中「職員」とあるのは、「職員並びに第３７条第１項に規定する県費負担教職員」とする。

（市町村委員会の内申）

第３８条　都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第２５２条の７第１項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第２５２条の７第１項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二　前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3　市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4　市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第１項又は第２項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第３９条　市町村立学校職員給与負担法第１条及び第２条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。